⑹　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は設計図書による。

⑺　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、工事実績情報システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

⑻　専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、専任の監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求める。（入札説明書参照。）

⑼　調査基準価格を下回った価格で契約する場合は、工事完成後に行う工事コスト調査にかかる資料を、発注者において公表するものとする。なお、コスト調査にかかる資料は、工事完成後30日以内に提出するものとし、提出されない場合や虚偽の記載が判明した場合は、工事成績を10点減点する。または、下請業者にしわ寄せが判明した場合や、記載内容に誤り・齟齬・乖離が判明した場合は、その程度に応じて８点から３点の範囲で工事成績を減ずる。

⑽　手続きにおける交渉の有無　無

⑾　契約書作成の要否　要

⑿　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⒀　競争参加資格確認資料のヒアリングを必要に応じて行う。

⒁　関連情報を入手するための照会窓口　4⑴に同じ。

⒂　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　2⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も4⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒃　技術提案等の採否　採否については競争参加資格の確認通知にて併せて通知する。

⒄　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toshiro Tanabe Vice Director General of Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction works including foundation of the incidental facility for the waterway (−16m) (second mechanic ward) in Hokko south district, Port of Osaka

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 14 : 00　19 December 2012

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　22 February 2013 (tenders brought with : 14 : 00　22 February 2013 or submitted by mail : 14 : 00　22 February 2013

⑹　Contact point for tender documentation : Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 29 Kaigandori Chuo-ku Kobe-city, 650—0024, Japan TEL 078—391—7576

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年11月20日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
青森病院長　和賀　　忍

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　02

○第01002号（№01002）

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　独立行政法人国立病院機構青森病院病棟等建替整備工事

⑶　工事場所　青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野155　独立行政法人国立病院機構青森病院内

⑷　工事内容　本工事は病棟の建替整備を行うものである。病棟整備工事（鉄筋コンクリート造地上６階建）建築面積約1,880㎡、延床面積約9,680㎡、既存改修延床面積約55㎡、既存建物解体延床面積約4,868㎡。なお、当該工事は建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の一括発注契約である。

⑸　工期　約16.5ヶ月以内（最終完成工期は平成26年度予定）

⑹　使用する主要な資機材

①　建築　コンクリート約8,120㎥、鉄筋約1,186ｔ、板ガラス約2,294㎡

②　電気設備　高圧受変電設備1,900kVA、非常用発電機250kVA、昇降機３基

③　空調設備　空冷ヒートポンプ　チラー42.5ＵＳＲＴ×６台

④　衛生設備　受水槽30ｔ

2　競争参加資格

⑴　競争参加者は次に掲げる①又は②の者とする。

①　次の⑵から⑽までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（経常建設共同企業体を除く。）により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、独立行政法人国立病院機構青森病院長から独立行政法人国立病院機構青森病院病棟等建替整備工事に係る共同企業体として資格認定通知を受けた者であること。構成員の数は２社または３社とする。出資比率は、すべての構成員が均等割の10分の６以上であること。

②　次の⑵から⑽までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）。

⑵　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同５条中の「特別の理由がある場合」に該当する。

⑶　厚生労働省から東北ブロックにおける「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、東北ブロックの一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑷　厚生労働省から東北ブロックにおける「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,250点以上であること。また、⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,250点以上であること。ただし、共同企業体の場合の代表構成員以外の構成員については1,050点以上とする。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑹　平成14年度以降に元請けとして完成引渡しが完了した次に揚げる工事の施工実績を有すること。単体有資格者及び共同企業体の代表者は、単独又は共同企業体の代表者として施工した①の施工実績を有すること。共同企業体の構成員は②の施工実績を有するか又は共同企業体として施工した①の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）

①　ＲＣ造又はＳＲＣ造地上４階建て以上、延床面積5,800㎡以上の病院の新築又は増築

②　ＲＣ造又はＳＲＣ造地上２階建て以上、延床面積3,200㎡以上の病院の新築又は増築

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に当機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。